

平成24（第102期）事業計画書（案）

自 平成24年8月1日

至 平成25年7月31日

1. 演能会の開催（第5条1号事業）

楽師の技芸の練磨と伝承および会員の研究と一般の鑑賞に供するため演能会を
下記の日程により開催。

月並能	参加者	五雲会	参加者	会場
平成24. 9. 9	会員及び一般	平成23. 9. 15	一般	宝生能楽堂
10. 14	〃	10. 20	〃	〃
11. 11	〃	11. 17	〃	〃
12. 9	〃	12. 15	〃	〃
25. 1. 13	〃	25. 1. 19	〃	〃
2. 10	〃	2. 16	〃	〃
3. 10	〃	3. 16	〃	〃
4. 14	〃	4. 20	〃	〃
5. 12	〃	5. 18	〃	〃
6. 9	〃	6. 15	〃	〃
		7. 20	〃	〃
別会能	企画公演	立春能	参加者	会場
平成24. 10. 28	平成24. 9. 22	平成25. 2. 3	一般	宝生能楽堂
	25. 1. 26		〃	〃
25. 3. 24	25. 4. 27	文月能	〃	〃
	25. 7. 27	平成25. 7. 6	〃	〃

2. 能舞台の運営管理（同2号事業）

能舞台を維持し、その運営管理を行うために休演時は同種の催能場として一般の利用に応需する。

3. 普及事業（同4号事業）

能楽普及及び全国流友との交流のための事業は以下の通り。

（1）後援事業

月 日	事業の名称	会 場	参加者
平成24. 9. 1	文京区謡曲大会	宝生能楽堂	文京区民
9. 8	官実連大会	〃	官庁実業団連盟員
12. 8	学生自演会	〃	宝生流関東学生能楽連盟員
25. 6. 22	全宝連	〃	全国宝生流学生
6. 23	全宝連	〃	全国宝生流学生

（2）青雲会への支援

若手能楽師の養成及び一般への普及を目的に無料で東京青雲会を開催する。
また、名古屋・大阪・福岡の各地青雲会への参加に対し支援する。

（3）文京区民能の開催

文京区内在住、在勤、在学者を対象とした能楽鑑賞を開催する。

（4）「こども仕舞教室」事業

「夏休みこども仕舞教室」として平成24年8月23日に稽古、8月24日には発表会を行う。この事業は、文化庁に申請し、承認されたものである。

（5）謡曲、仕舞教室の開催

宝生流能楽普及のため謡曲、仕舞教室を引続き実施する。

（6）能楽講座助成金

学生連盟に対し、部員勧誘のための助成金を支給しています。

4. 雑誌「宝生」の発行

(1) 宝生流を嗜む全国の流友を主たる対象として、能楽に対する理解を深め、
技芸の向上を図るため、能楽講座、演能情報等の多様な情報を届ける。

(2) 年6回の隔月刊行とする

5. 売店、事務所、駐車場の賃貸（同5号事業）

当流能楽の維持、発展に資するため、引続き賃貸事業を行う。

以上、定款第5条各号の目的の達成および一部資金の収入を図るために上記事業
を実施する。